

海外進出のための5つの重要な法律調査

法律調査(外資規制)

各国ともに、外資参入を禁止する業種、現地企業との合併などの条件付きで参入を容認する業種があります。まずはこれをチェックします。

通常の製造業であれば、大概は問題なく参入できますが、念のため確認をしてください。

主な国の外資規制に関する状況は以下のHPを参照してください。

国	アドレス
中国	http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/invest_02/
タイ	http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_02/
インドネシア	http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/invest_02/
ベトナム	http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/invest_02/

法律調査(外資優遇)

各国ともに、外資を呼び込むために各種優遇制度を講じています。特に製造業には手厚く優遇を与えています。優遇制度には、一定期間法人税が免税になるタックスホリデーがありますので、優遇制度の活用を認める許可機関には、早めの相談に行くと効果的です。

なお、経済発展すると、優遇制度が縮小されていきます（中国ではタックスホリデーはかなり縮小されています）。優遇制度がある期間で投資回収できるようなプランニングも必要です。

主な国の外資優遇に関する状況は以下のHPを参照してください。

国	区分	アドレス
中国	投資促進機関	http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/invest_01/
	優遇制度	http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/invest_03/
タイ	投資促進機関	http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_01/
	優遇制度	http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_03/
インドネシア	投資促進機関	http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/invest_01/
	優遇制度	http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/invest_03/
ベトナム	投資促進機関	http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/invest_01/
	優遇制度	http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/invest_03/

法律調査（税目と税率）

優遇制度の適用を受けることができるとタックスホリデー等がありますが、基本的な税目と税率は以下のとおりです（下記は原則です。また、年度によって異なりますので、注意してください）。

また、次ページの親会社への送金時の源泉税も数値計画を策定するときに必要な情報ですので参照してください。

	中国	タイ	インドネシア	ベトナム
法人税	25%	20%	25%	25%
所得税	3～45%の累進	0%～35%の累進	0%～30%の累進	5%～35%の累進
流通税	17%	7%	10%	10%

詳細は、以下のHPを参照してください。

国	アドレス
中国	http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/invest_04/
タイ	http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_04/
インドネシア	http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/invest_04/
ベトナム	http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/invest_04/

法律調査(送金時の源泉税)

各国子会社が安定してくると、現地で儲けたお金を日本親会社へ送金してもらうことがあります。送金の方法により源泉税がかかりますので、確認してください。親会社のキャッシュフロー計画に影響します。なお、下記以外に流通税（中国だと増値税、タイだとVATなどの呼ばれます）がかかりますので、注意してください。

	中国	タイ	インドネシア	ベトナム
利子	10%	15%	10%	5%
配当	10%	10%	10%	0%
ロイヤルティー	10%	15%	10%	10%

また、各国の租税条約上の税率の違いを利用して、日本から直接投資せず、香港やシンガポールに一旦子会社を設立し、その後、各国へ投資する方法も考えられます。この方法は税務上も複雑な対応を求められるため、十分に検討下さい。

法律調査(労働ビザ)

現地で就労するには労働ビザの取得が必要です。ビザ取得には様々な要件がありますが、数値計画に影響するものとして、1人の労働ビザを得るに必要とされる資本金ルールや、1人の日本人を採用すると一定の比率で現地人を採用しなければならないというルールがあげられます。例えば、タイでは投資奨励を受けていない場合、ビザ取得1人あたり200万バーツ（約600万円）の資本金が必要などの要件があります。また、4名の現地人を採用する必要があります。投資計画と人員計画がリンクすることがありますので、確認してください。

詳細は、以下のHPを参照してください。また、具体的な取得方法は各国の大使館HPの記載がありますし、旅行代理店でも代行取得してくれます。

国	アドレス
中国	http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/invest_05/
タイ	http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_05/
インドネシア	http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/invest_05/
ベトナム	http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/invest_05/